

## 市川市市民マナーサポーターに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（以下「市民マナー条例」という。）の推進と健康都市市川の実現を図るため、地域での啓発活動を積極的に企画・実施する等、市民マナー条例の推進をサポートする者を市川市市民マナーサポーターと称し、その者に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。
- (2) 公共の場所 道路（沿道の植栽及び側溝を含む。）、公園、広場、水路その他これらに類する公共の用に供する場所をいう。
- (3) 吸い殻 たばこの吸い殻をいう。
- (4) デジタル地域通貨 I C H I C O 各年度の市川市デジタル地域通貨推進事業実施要領において定められたデジタル地域通貨をいう。

(呼称)

第3条 市川市市民マナーサポーターの呼称は、マナーサポーターとする。

(マナーサポーターの数)

第4条 マナーサポーターの数は、250名以内とする。

(委嘱)

第5条 マナーサポーターは、本市に在住、在勤、又は在学する者から市長が委嘱する。

(マナーサポーター証の交付)

第6条 市長は、マナーサポーターに市川市市民マナーサポーター証(様式1)を交付する。

(公募)

第7条 市長は、マナーサポーターの全部又は一部を公募することができる。  
(任期)

第8条 マナーサポーターの任期は、2年とする。ただし、市長が定める任期の中途から委嘱されたマナーサポーターの任期は、市長が別に定める期間とする。

2 マナーサポーターは、再任されることができる。  
(任務)

第9条 マナーサポーターの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民等に対しマナー向上の啓発を積極的に行なうこと。
- (2) 清掃活動を積極的に行うこと。
- (3) 前2号に規定する活動に関する計画書及び報告書を市に提出すること。
- (4) 吸い殻の放置が多い公共の場所を市に報告すること。
- (5) 公共の場所の吸い殻を定点観測し、報告書を市に提出すること。
- (6) 市が開催する会議及び研修会等に参加すること。
- (7) その他市民マナー条例の推進に協力すること。

(研修会等)

第10条 市長は、市とマナーサポーターが相互に情報交換等を行い、マナーサポーターの活動を促進するための研修会を必要に応じて開催する。

(啓発物品等の貸与等)

第11条 市長は、啓発活動に必要な物品等をマナーサポーターに貸与するものとする。

(解嘱)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マナーサポーターを解嘱することができる。

- (1) マナーサポーターが辞任を申し出たとき
- (2) マナーサポーターがその任務を全うすることができないと市長が認めるとき
- (3) その言動がマナーサポーターとしてふさわしくないと市長が認めると

き

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が解嘱する特別の理由があると認める

とき

(事務)

第13条 マナーサポーターに関する事務は、市民部市民安全課において処理する。

(デジタル地域通貨 I C H I C O の付与)

第14条 市長は、マナーサポーターに対し、任務に係る活動1時間につき1,000ポイント分のデジタル地域通貨 I C H I C O を付与する。ただし、1月当たり2,000ポイントを上限とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、マナーサポーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市市民マナーサポーターに関する要綱の規定は、この要綱の

施行の日以後に行った任務に係る活動について適用し、同日前に行った任務に係る活動については、なお従前の例による。

様式 1 (第 6 条関係)

マナーサポーター証

(表)

No.
<b>市川市市民マナーサポーター証</b>
氏 名
上記の者は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する 条例の推進を図る市川市市民マナーサポーターであることを証明する。
年 月 日
市川市長
有効期限 年 月 日

(裏)

<b>&lt; 注意事項 &gt;</b>
1 本マナーサポーター証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
2 本マナーサポーター証は、活動時に必ず携帯すること。
3 本マナーサポーター証を紛失し、又は甚だしく破損したときは、直ちに 届け出て再交付を受けること。
4 本マナーサポーター証は、マナーサポーターを辞めたときには、 必ず返還すること。